



平成29年2月3日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

記者発表資料

平成28年度 第2回 「沖縄県道路メンテナンス会議」開催！

道路施設の点検や補修・更新等効率的・効果的に行うため、沖縄県内全ての道路管理者からなる『沖縄県道路メンテナンス会議』を設立し、確実にメンテナンスサイクルを回すための各種取り組みを実施しているところです。
(資料①②③)

今回、平成28年度第2回の「沖縄県道路メンテナンス会議」を開催しますのでお知らせします。(別紙)

日時：平成29年2月9日(木) 10時00分～

場所：沖縄総合事務局 1階 共用会議室 A・B

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館)

報道機関の皆様へ

・本会議の取材は会議の冒頭(会長挨拶)まで(頭取り)とさせていただきます。

問合わせ先

「沖縄県道路メンテナンス会議」事務局
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課
道路保全企画官 末光 勇次(すえみつ ゆうじ)
構造物保全係長 普天間 剛志(ふてんま つよし)
電話番号 098-866-1915

別紙

平成28年度・第2回「沖縄県道路メンテナンス会議・幹事会」

日時：平成29年2月9日（木）
10時00分～12時00分
場所：那覇第2合同庁舎2号館
沖縄総合事務局
1階 共用会議室AB
(那覇市おもろまち2-1-1)

事務局：沖縄総合事務局開発建設部道路管理課
沖縄総合事務局南部国道事務所管理第二課
沖縄県土木建築部道路管理課
西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所

議 事 次 第 (案)

1. 開会
2. 議事
 - 1) 平成28年度点検実施見込み
 - 2) 平成29年度・平成30年度点検計画
 - 3) 地域一括発注の進捗状況
 - 4) その他（広報、研修等）
3. 意見交換
4. 閉会

【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約72万橋のうち約52万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、近年通行規制等が増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は本来ならば増額すべきだが、H28年度にH16年度の水準に戻ったところ
- 町の約3割、村の約6割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない

メンテナンスサイクルを回す仕組みがない



【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

○道路法改正【H25.6】

- ・点検基準の法定化
- ・国による修繕等代行制度創設

○インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】

- 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
→インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官の資源(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁(約72万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

[診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』 (省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

[措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

(2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(平成26年法改正)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

[体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

[技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

[国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

地方公共団体の三つの課題(人不足・技術力不足・予算不足)に対して、国が各都道府県と連携して、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整するため、『道路メンテナンス会議』を設置

現状の問題点

・地方公共団体における三つの課題(人不足・技術力不足・予算不足)により、点検が進まない、点検結果の妥当性が確認できない、適切な修繕等が実施できない

新たな対応

・国が各都道府県と連携し、『道路メンテナンス会議』を設置する。

〈体制〉

沖縄県内の以下の構成員により設置

- ・沖縄総合事務局(直轄事務所)・地方公共団体(都道府県、市町村)
- ・高速道路会社(NEXCO)

〈役割〉

- ① 研修・基準類の説明会等の調整
- ② 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
- ③ 点検・措置状況の集約・評価・公表
- ④ 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
- ⑤ 技術的な相談対応



道路メンテナンス会議開催状況

◆平成26年度

- ・第1回 ・会議の立ち上げ、設立趣意、規約等の承認
- ・第2回 ・点検計画の策定に向けて情報の共有
- ・第3回 ・道路橋、トンネル等の点検計画策定

◆平成27年度

- 第1回 ・平成26年度の点検結果の取りまとめ
- 第2回 ・H26結果の公表、H27点検の見通し等
- 第3回 ・道路メンテナンス年報

◆平成28年度

- 第1回 ・平成27年度点検結果

主な地方自治体への支援

○橋梁初級研修

地方自治体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技術等を修得するための研修を年1回(4日間)開催

○橋梁点検訓練(現地)

○橋梁講習会

橋梁維持管理の最新技術や方法の講義



橋梁初級研修状況



現地点検訓練